

● 返戻金制度に関する事項

紹介により就職した求職者が早期に離職した場合には手数料の全部又は一部を返戻するものとする。

入社から 1 ヶ月が経過する前：受領した本件手数料の 80%相当額。

入社から 1 ヶ月が経過し、3 ヶ月が経過する前：受領した本件手数料の 50%相当額。

入社から 3 ヶ月が経過し、6 ヶ月が経過する前：受領した本件手数料の 10%相当額。

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しない。